

令和7年度 第10回

上島町農業委員会
議事録

令和7年12月12日

開	会	令和7年 12月 12日 13時 30分		
閉	会	令和7年 12月 12日 13時 59分		
開	催	場 所 上島町生名地域交流センター2階大ホール		
現 地 見 回 り	日 時	① 12/8 14:00	② 12/8 15:30	③ 12/8 10:00
		④ 12/8 10:00		
	農 業 委 員 推 進 委 員	① 村上 穂 委員	② 平岡 修 委員	③ 仲平 まゆみ 委員
		③ 田中 一富 委員	④ 仲平 まゆみ 委員	④ 田中 一富 委員
	事 務 局	① ~④ 田名後高広		
出 席 委 員	古川 泰弘 委員	小西 佳子 委員	田中 一富 委員	
	仲平 まゆみ 委員	青木 俊樹 委員	岡辺 恒一 委員	
	山上 耕司 委員	砂川 勝利 委員	濱本 等 委員	
	幸本 郁夫 委員	佐藤 美和 委員		
欠 席 委 員	村上 穂 委員	平岡 修 委員	古本 実 委員	
	中 哲夫 委員			
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 氏 名	黒瀬 智貴	松浦 孝志	田名後 高広	
議 事 録 署 名 人	砂川 勝利 委員	仲平 まゆみ 委員		
議 事 の 概 要	日程第1	会議録署名委員の指名について		
	第1号議案	農地法第3条許可申請について(生名)		
	第2号議案	農地法第3条許可申請について(弓削久司浦)		
	第3号議案	非農地証明申請について(岩城)		
	第4号議案	非農地証明申請について(岩城)		
	その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他		

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開 会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より令和7年度第10回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、村上委員、平岡委員、古本委員、中委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員7名、推進委員4名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古川会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。砂川委員、仲平委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可の全て要件に該当しないと判断です。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された村上委員の説明を求めます。
	事務局	本日、村上委員が欠席されておりますので代読いたします。農地法第3条の規程にかかる申請がありましたので、12月8日に担当者に同行し現地確認に行きました。申請地の畑は、現況写真のとおり主として野菜畑となっております。畑の状態もよく管理されており、この申請は問題なしと考えます。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	幸本委員	現況写真を見ると畑をきちんとされているようなんですが、譲渡人は関西の方に住まれているんですね。
	事務局	はい、譲渡人は関西に住んでいますが申請者の親と親戚にあたりまして

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		申請者の親が畑を管理しております。ですので、きちんと管理されております。
	議 長	他に意見はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本申請にかかる農地法の要件について、第1号議案の説明と同じです。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された平岡委員の説明を求めます。
	事務局	本日、平岡委員が欠席されておりますので代読いたします。農地法第3条の規程にかかる申請がありましたので、12月8日に担当者に同行し現地確認に行きました。申請地の畑は、現況写真のとおり柑橘が1本、梅の木が2本植えられていて、畑の状態もよく耕されており雑草もなく良い状態にあるので、この申請は問題なしと考えます。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	幸本委員	面積に対して対価、賃料というのは単価でこの金額ですか。親戚関係かなにかですか。
	事務局	譲受人は移住者なんですが、親戚関係ではないと思います。異常に安いので間違いではないかと思われませんが、土地自体がこの金額で売買されており、合計で2倍の金額となります。個人間での契約になりますので、今回の金額についてはとくに違法ということはありません。
	議 長	他に意見はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第3号議案	議 長	それでは、第3号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された田中委員、仲平委員の説明を求めます。
	田中委員	12月8日に事務局と仲平委員と現地確認に行きました。道路と畑に行くまでが山林状態の獣道になっていて、現状写真のとおりこの状態を畑に戻すのは困難と思われるので問題はないと思います。以上です。
	仲平委員	12月8日に事務局と田中委員と現地確認に行きました。田中委員のご指摘のとおり、写真のような状況で耕作地に復元するにはかなり困難かと思われるので非農地の判断には問題ないかと思います。以上です。
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審議		(意見なし)
	議長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採決	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第4号議案	議長	それでは、第4号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本申請にかかる農地法の要件について、第3号議案の説明と同じです。第4号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された田中委員、仲平委員の説明を求めます。
	田中委員	12月8日に事務局と仲平委員と現地確認に行きました。畑に竹が生えて竹やぶ状態になっているので、これを畑に戻すのは困難と思われるので問題はないと思います。以上です。
	仲平委員	12月8日に事務局と田中委員と現地確認に行きました。田中委員のご指摘のとおり、竹がびっしり生えて足が踏み入れられない状態になっていて

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		耕作地にするには困難かと思われますので、非農地の判断には問題ないかと思えます。以上です。
審議	議長 各委員	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。 (意見なし)
	議長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採決	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
(閉会)	議長	それでは、以上をもちまして令和7年度第10回農業委員会総会を終了いたします。
		議事録署名人 古川 泰弘
		議事録署名人 仲平 まゆみ
		議事録署名人 石川 勝利